

府営住宅の一室で子育て支援してみませんか？



地域の人と
交流できたり



ママが
新しいことを
始められたり



子どもが
自由に
過ごせたり



子どもを
預けられたり



親子でのんびり
過ごせたり



府営住宅の使用について Q & A

■府営住宅って何ですか？

- 大阪府が管理する賃貸住宅です。大阪府内に約 12 万7千戸あります。
(平成 27 年8月1日時点)

■どんな内容であれば借りることができますか？

- 使用目的が地域コミュニティの活性化及び地域住民への生活支援サービスの提供等(営利主目的は不可)
- 地元市町と連携が図られている事業 ※地域によって、事務
- 府営住宅入居者の住環境に支障をきたさないもの 所など活用できない
- 建築基準法など関係法令等に適合するもの 用途もあります。

■どの府営住宅でも使用可能なのですか？

- 府営住宅の空き状況などにより使用できない場合があります。大阪府へ問い合わせてください。
- 大阪市内の府営住宅は、大阪市へ移管予定のため活用できません。

■使用にあたって必要な費用は何ですか？

- 使用料、共益費の負担が必要です。料金は住宅によって異なるため、活用を希望する場合は、大阪府へ問い合わせてください。

■中を改修することはできますか？

- 大阪府の承認を得た上で、改修は可能です。ただし、退去時には原状回復が条件となります。
- 改修にかかる費用は自己負担となります。

■誰が借りることができるのですか？

- 事業を継続実施できる団体(原則、個人は借りることができません)
- ※法人格を有していない任意団体でも可能です。

例1 NPO等が借りる場合



例2 市町が借りて、NPO等の団体が運営する場合



■活用するにはどんな手続き・申請が必要ですか？

事前相談

- 使用が可能かどうかまずは大阪府へ相談
- ・条件に適合しているか、また市町との連携等について確認・調整
- ・空き室の状況なども確認

相談先

大阪府 都市整備部 住宅建築局 住宅経営室
経営管理課 計画グループ

電話 06-6941-0351(内線 6308) FAX 06-6210-9750

使用許可申請

- 協議が整った後、大阪府へ使用許可申請
(処理期間約 1 ヶ月)

使用料の納付

- 使用料は原則として一括前納

使用開始

- 鍵渡し

模様替え申請

改修が必要な場合

- 大阪府の承認を受けた後、改修を行うことができる

使用許可の更新

- 使用を継続する場合、年度末に更新が必要

その他、詳細については大阪府に確認してください。

■実際にこのような活用がされています

(平成 27 年8月1日時点)

事例1 つどいの広場(地域子育て支援拠点事業)

- 府営住宅使用者:市町村(事業受託団体:NPO法人)
- 概ね3歳未満の子どもとその保護者が、気軽にかつ自由に利用できる交流の場を設置し、利用者間の交流を深める取り組みなど地域を支援する活動を実施している。
- 住戸内の改修は行っていない。和室1室の押入れふすまを取り払い、利用者の荷物置き場にしたり、台所周りを間仕切り、事務スペースとするなどの工夫を行っている。



事例2 一時預かり事業

- 府営住宅使用者:社会福祉法人
- 保護者がパート就業など週1~3日だけ断続的に働いたり、あるいはケガや病気で入院したり冠婚葬祭など家庭での保育が困難となった乳幼児を保育する事業などを実施している。
- 住戸内に子どもトイレを設置したり、廊下の幅を拡幅するなどの改修を行っている。



■ここではいくつか具体的な活用方法をご紹介します

家庭的な雰囲気子どもを預かる
「小規模保育」

p. 3

いろんなことに挑戦できる
「子育てママのきっかけづくり拠点」

p. 5

子どもが自由に過ごせる
「子どもリビング」

p. 7

本をきっかけに多世代がつながる
「団地交流文庫」

p. 9

いろんな子育てを応援する
「子育て支援拠点」

p.11

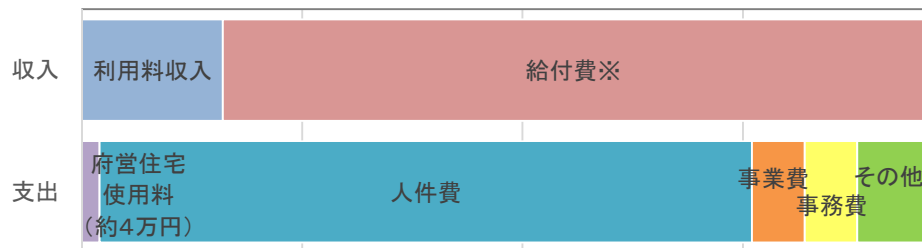
モデル① 家庭的な雰囲気子どもを預かる「小規模保育」

0～2歳の乳幼児を対象に行う小規模保育を展開します。これにより身近な地域での保育環境の充実につなげることができます。

取組みのイメージ (府営住宅使用者：保育事業者)

- 小規模保育は利用定員6～19人の保育事業です。保育士等が家庭的な雰囲気のなかで子どもを預かります。
- 床面積が約 60 m²の住戸では、定員はおよそ 10 名※となります。
※ここでは、定員 10 名(0歳児2名、1歳児4名、2歳児4名)を想定
- 保育所までアプローチしやすく、基準に沿った整備が行いやすいことから、1階の住戸を活用するのが望まれます。
- 親が利用しやすいように比較的駅に近い府営住宅で展開することが考えられます。

運営について



※給付費について

子ども・子育て支援法に基づき、事業者が提供した保育に要した費用に対し、地域型保育給付が支給されます。
ただし、地域型保育給付を受けるためには市町村の確認を受ける必要があります。

必要な改修・設備について

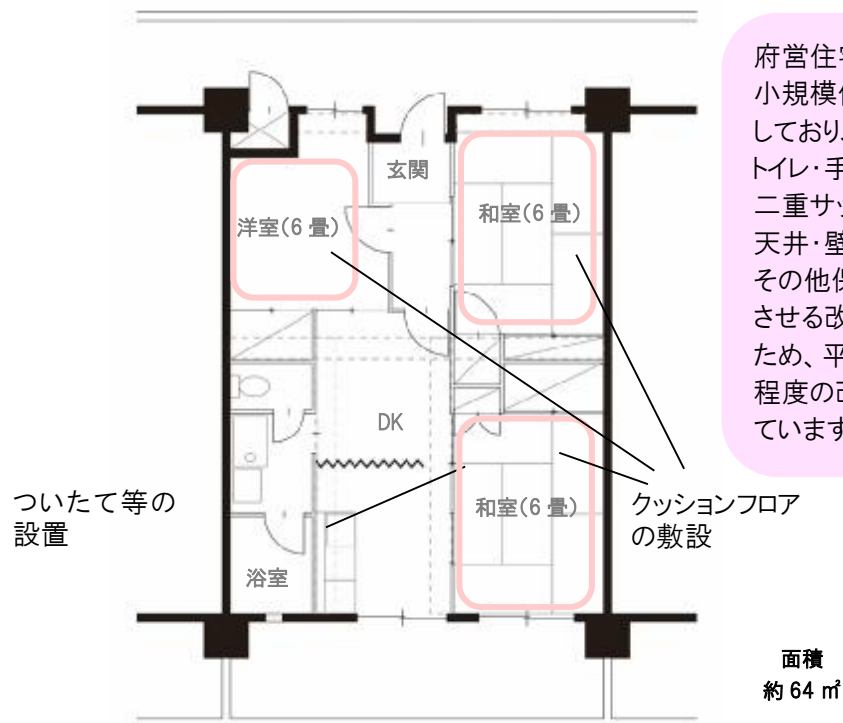
- 危険な調理器具のあるキッチンに子どもが入らないように「ついたて等を設置」
- 子どもが安全に遊べるように「クッションフロアを敷設」

必要な改修費(概算)
約7万円

(その他、
机・いす、ロッカー、棚
等の備品購入が必要)

※改修費について

国から市町村に交付される保育対策総合支援事業費補助金「保育所等改修費等支援事業」により、施設の改修等に要する経費の補助を受けることができます。1事業あたり上限 2,200 万円 (条件により 3,200 万円)、補助率 1/2 (子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市町では 2/3) (平成 30 年度時点)



府営住宅では、これまで小規模保育を複数展開しており、子どもが使えるトイレ・手洗い場の設置、二重サッシの取付けや天井・壁への防音対策、その他保育環境を充実させる改修を施しているため、平均 1,000 万円程度の改修費用となっています。

使い方 イメージ



保育室

2歳児を4名まで受け入れることができる広さがあります。

押入れのふすまを撤去し、子ども用のロッカーを新設します。ロッカーの上部は収納になっています。



子どもも使える トイレ・手洗い

トイレには幼児用の便座、手洗い場には踏み台を新たに設置し、子どもも使えるようにします。



収納

不足しがちな収納スペースを確保するため、浴室だった場所を、収納庫として利用します。



乳児室①&②

各室0~1歳児を3名ずつ受け入れることができる広さがあります。

保育室と同様に、押入れのふすまを撤去し、子ども用のロッカーを新設します。ロッカーの上部は収納になっています。



事務スペース

普段は職員の事務作業スペースとして使われ、来客時には応接スペースにも変更可能。建具をはずせば、全ての保育室・乳児室を見渡すことができるようになっています。



給食調理室

台所を活用し、子どもたちに温かい給食を提供します。アコーディオンカーテンを新設することで、危険な調理器具もあるキッチンと隣室を間仕切り、子どもたちの安全を確保しています。

モデル② いろんなことに挑戦できる「子育てママのきっかけづくり拠点」

子育てママのなかには再び働きたい・社会に出たいという思いがあっても、なかなか一歩踏み出せない、何かやりたくても場所がないという現状があります。そこで、子育てママが、子育てしながら社会に出るためのきっかけを与え、応援する拠点を設けます。

取組みのイメージ（府営住宅使用者：子育て支援系NPO等）

- 子育てママが、趣味を活かしたお試し教室を開いたり、手作り雑貨を販売できたり、いろんなことにチャレンジできるスペースとして活用します。
- これらの運営はNPOが行い、利用者にスペースを貸し出します。
- NPOは子育てママのスキルアップのためのセミナーやイベントを開催して、子育てママの社会参加を応援します。
- 子連れで利用できるように、ベテランママが見守ってくれるキッズスペースを設けます。
- 安定した運営を行うために、定期的な利用が見込まれる教室をあらかじめ誘致することも考えられます。

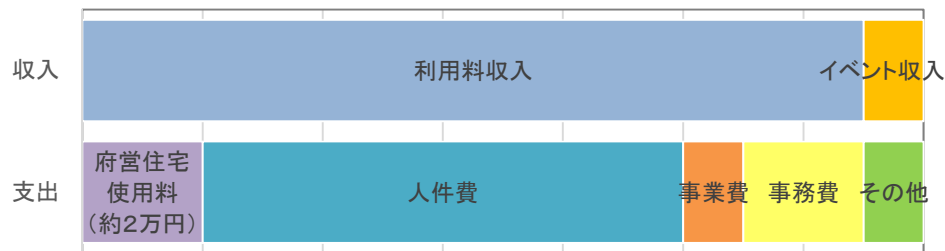
必要な改修・設備について

- 子育てママがまた来たくるように「おしゃれな壁紙に貼り替え」
- 子どもが安全に遊べるように「クッションフロアを敷設」
- 小さな子ども連れでの利用も安心な「おむつ交換台・授乳用ソファ等の設置」

必要な改修費(概算)
約16万円

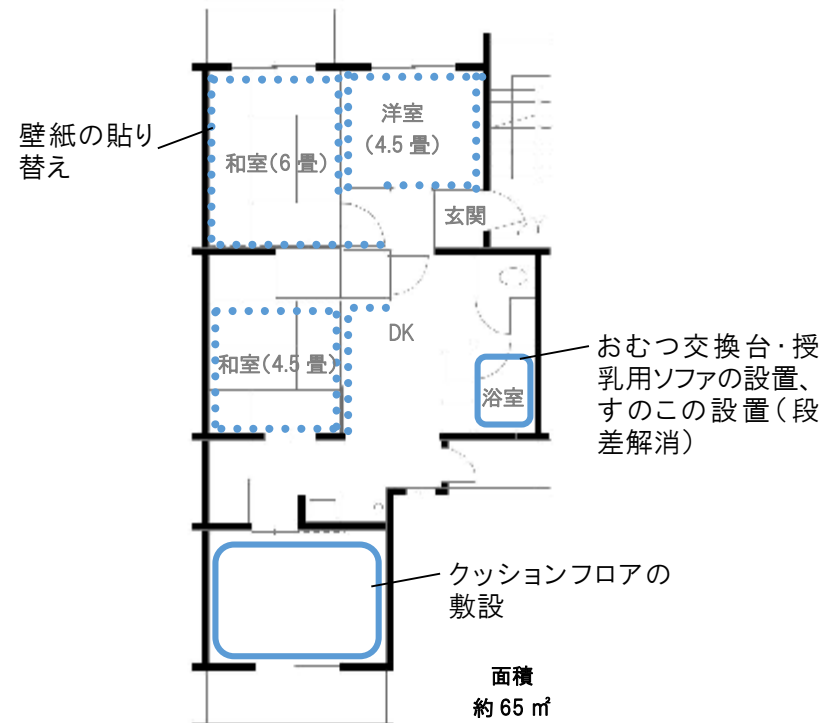
（その他、机・いす・棚等の備品購入が必要）

運営について



<収入>

・スペースの利用料の徴収に加えて、定期的なイベント収入を確保します



使い方

イメージ



手作りギャラリー

ママたちの手作り作品などを展示する空間です。チャレンジスペースやキッズスペースの壁面にも、どんどん作品を展示し、ママたちの技術を発信します。



チャレンジスペース

様々な用途に利用可能なフレキシブルなスペース。ワーキングカフェ、〇〇教室、プチセミナー、ワークショップや手作りバザーなど、建具を取り外し、家具を入れ替えれば、自由自在に使えます。



キッズスペース

ママたちが安心して作業や趣味に没頭できるよう、子どもを預けられる部屋です。子育てのベテランが子どもたちを見守ります。

■チャレンジスペース利用 case1.

はたおり教室 × 料理教室



■チャレンジスペース利用 case2.

プチセミナー × ワーキングカフェ



■チャレンジスペース利用 case3.

手作りバザー



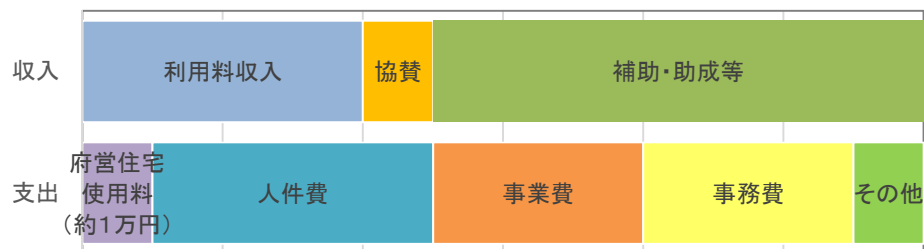
モデル③ 子どもが自由に過ごせる「子どもリビング」

家に帰りにくい、学校に行きにくい子どもが、行きたいときに行けて、家庭的な雰囲気の中で、安心して過ごせる空間として開放します。
親以外の大人と接するなかで、社会性も育みます。

取組みのイメージ（府営住宅使用者：子育て支援系 NPO 等）

- 放課後に、小学生が立ち寄って、勉強したり、遊んだりできる場所です。会員登録をすれば、いつでも立ち寄ることができます。
- 日中は、不登校児を受け入れる場所として活用します（利用料無料）。そのため、活用する住戸は、団地縁辺部の住戸であることが望まれます。
- 春休み・夏休みには、学習支援を行い、指導料により収入を確保します。
- 子どもを見守るのは運営する NPO や学生ボランティアスタッフです。
- 運営する NPO が周辺地域での子育て支援を展開するための拠点機能も確保します。

運営について



<収入>

- ・放課後の子供の居場所として月会員費(利用料)を確保
- ・夏休み等には有償の学習指導を行い指導料を確保
- ・地域の書店や文具店、駄菓子屋等とタイアップして協賛金を確保、また不登校児の親等からサポーター収入を確保

※民間の助成金等の活用も検討

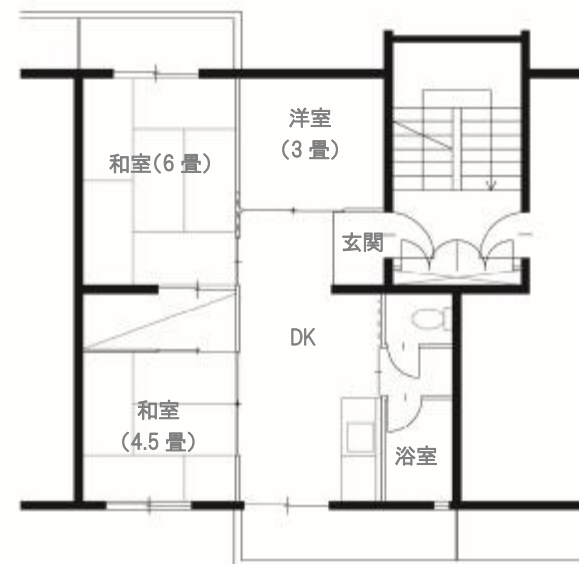
<支出>

- ・見守りや学習支援は、NPO スタッフの指導・監督のもと、学生ボランティア(無償)が実施

必要な改修・設備について

- 特になし(住宅の雰囲気・間取りを活かして、安心して過ごせる空間にする)

その他、
机・いす、棚等の備品
購入が必要



面積
約 46 ㎡

使い方

イメージ



プレイスペース

子ども達の遊び場。床は畳なので、子どもたちは床に座ったり寝ころがったりと安心して自由に遊べます。寺子屋教室を開くときには小さな教室にも変わります。



作業スペース

主に運営スタッフの作業の場。部屋のふすまを取ると「交流スペース」と一体的に利用できます。また、収納のふすまを外すと「プレイスペース」での子どもたちの活動の様子に目をやりながら仕事ができます。落ち着いて静かに作業したいときは、ふすまを閉めることで個室になります。



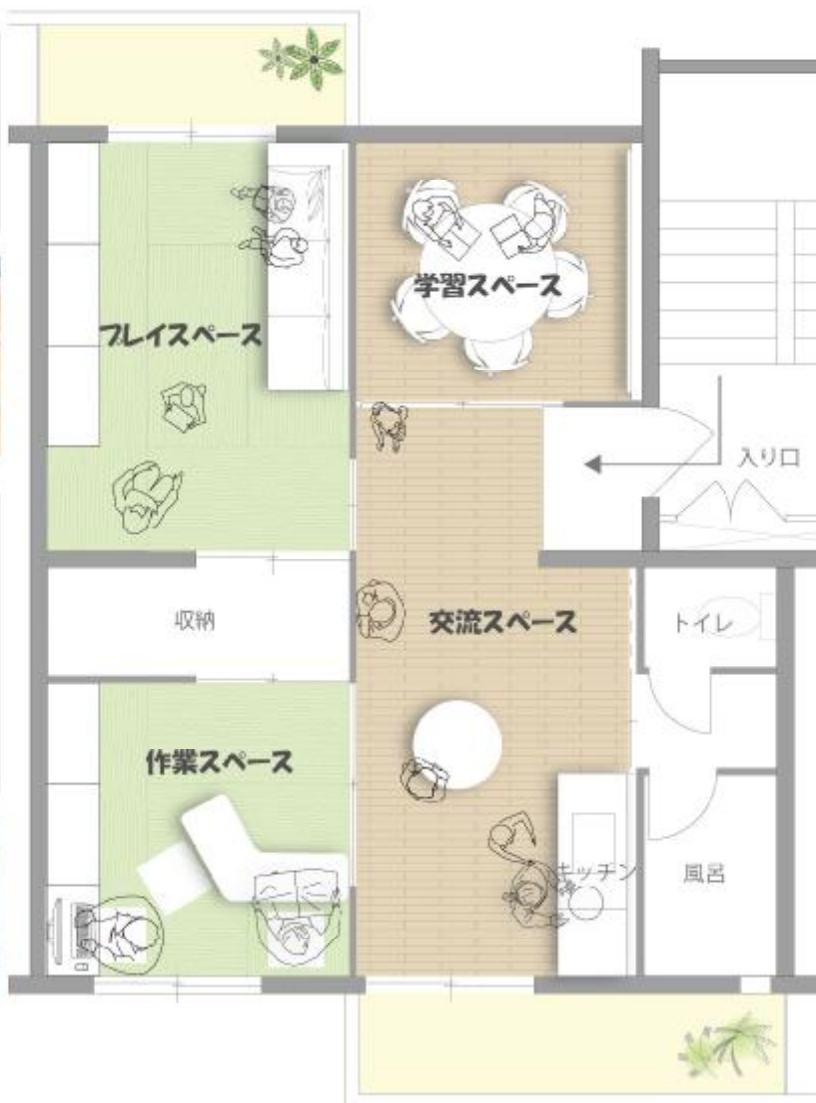
学習スペース

子どもたちの学びの場。大きなテーブルを囲み、教え合いながら学習を進めます。ホワイトボードも設置してあるので、時折、スタッフによるプチ授業が行われることも。



交流スペース

それぞれの部屋をつなぐ、賑やかな場。イベントの時などは「学習スペース」や「作業スペース」のふすまを外すことで、みんなが集まれる大きな空間に変わります。



モデル④ 本をきっかけに多世代がつながる「団地交流文庫」

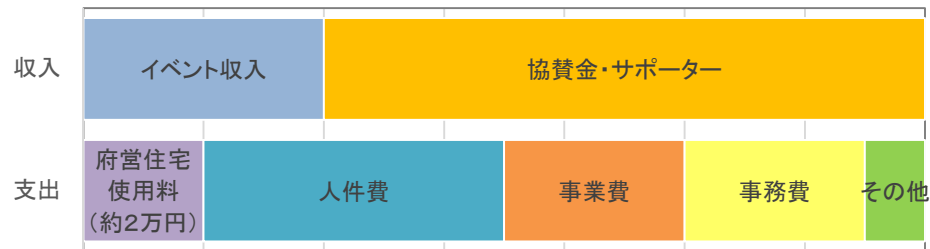
子どもや高齢者を地域で見守ることの重要性が高まっています。

地域の子育て世帯や高齢者が本を通じて集まり、交流できる多世代の支え合いの拠点として活用します。

取組みのイメージ (府営住宅使用者：NPO や大学等)

- 雑誌や文芸書、絵本・子育て本など様々な本を置くことで、本をきっかけに子育て世帯や高齢者世帯が集まり、交流できる空間をつくれます。
- 交流をきっかけに、絵本の読み聞かせのイベントなどを開催することもできます。
- 本は地域で募ります。段階的に、地域の保育所や図書館等に不要な本の回収ボックスを設けさせてもらい、地域内のつながりを築くことも考えられます。
- 近隣の保育所や図書館の協賛を得たり、将来的には活動に共感する地域住民等にサポーターとして登録してもらいます。
- これらの運営は NPO や大学が行います。ここを拠点とした団地活性化の取組みへの展開も考えられます。

運営について



<収入>

- ・イベントや古本市での収入に加え、近隣の保育所や図書館等からの協賛金、地域住民によるサポーター登録料により収入を確保します。
- ※事業の立ち上げ当初は、民間の助成金等の活用も検討

<支出>

- ・ここを活動拠点としている NPO や大学が本の管理を行います。(週3日開館する想定)

必要な改修・設備について

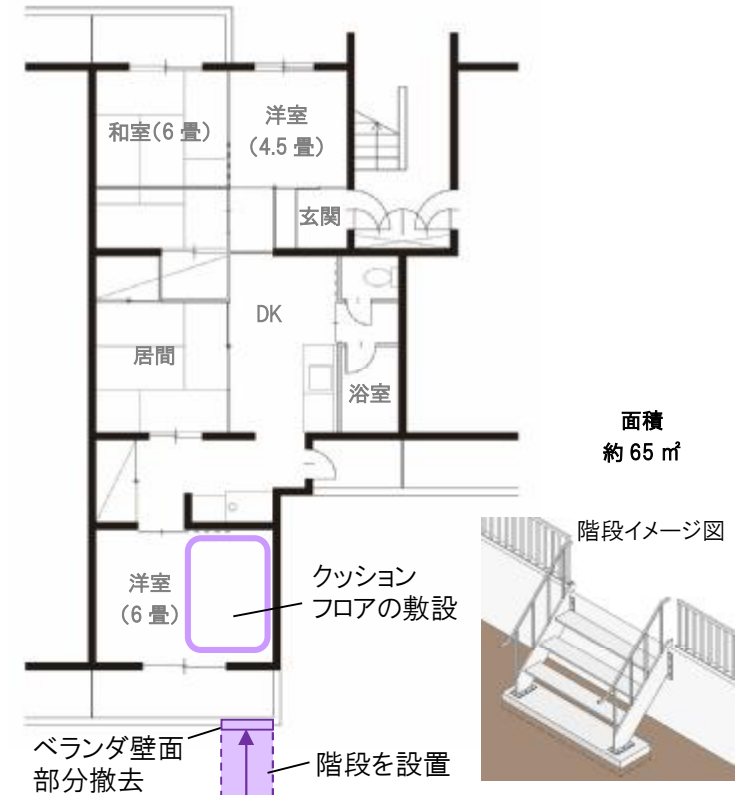
- ベランダから気軽に入出入りできるように「階段を設置」「ベランダ壁面を撤去」
- 子どもが安全に遊べるように「クッションフロアを敷設」

必要な改修費(概算)
約 48 万円

その他、
机・いす、棚等の備品
購入が必要

※改修費について

改修費用の一部を補助する「スマートウェルネス拠点整備事業」もあります。(ただし、府・市町等との連携によるスマートウェルネス計画の策定が必要)



使い方

イメージ



団地活性化のための活動拠点

団地の活性化に向けて取り組む団体等の活動拠点となる部屋。入り口の建具を取り外し、「地域交流スペース&イベントリビング」と一体のスペースとして利用することもできます。また、集められた本の管理も行います。



地域交流スペース&イベントリビング

普段は地域交流スペースとして使われますが、地域の交流から生まれるちょっとしたイベント（セミナー、ワークショップ、サークル活動等）にも使えるスペースです。本の紹介や、子ども向けの絵本の読み聞かせ等のイベントも行われます。イベント時には、和室を隔てるふすまを取り外すと、いつもより広めのスペースとして利用できます。



団地ライブラリー

団地住民の共有ライブラリー。みんなにお勧めしたい本、読み終えた本、家庭で不要になった本を住民が持ち寄り共有します。共有した本は、ジャンルごとに書架に並べられています。



キッズコーナー

絵本や童話など、子ども向けの本をそろえたスペース。定期的読み聞かせの時間もあり、未就学児童も楽しめるようになっています。親が子どもを見守りながらつるぎるソファも設置しています。



モデル⑤ いろいろな子育てを応援する「子育て支援拠点」

子育て親子の交流、集いの場を提供し、子育てへの負担感や不安感を軽減するとともに子育て相談を行うなど、安心して子育てができる環境づくりを行います。また、担い手となる事業者やNPO等の拠点機能を持たせることで、近隣も含めた子育て支援のさらなる展開を図ります。

取組みのイメージ（府営住宅使用者：市町（運営はNPO等に委託））

- 市や町が借りて、NPO等に運営を委託する形で実施します。
（※以降、委託先であるNPO等が実施する取組みについて記載）
- 週のうち半分は、子育て中の親子と一緒に時間を過ごせたり、子どもを見てもらっている間に親だけでくつろげる空間として活用します。
- そのために、親子で過ごせる部屋、スタッフが見守るなかで子どもだけで過ごせる部屋、親だけで過ごせる部屋をそれぞれ設けます。
- 運営する事業者やNPO等が周辺地域での子育て支援を展開するための拠点機能も確保します。
- 子育て親子の交流、集いの場以外に、育児の中で子どもの発達に不安を抱えている親子の居場所として利用する場合は、子どもの特性に応じた住戸の改修が必要となってきます。

運営について



・府からの交付金をもとにした市町からの委託費をもとに事業を展開します

※補助について

○地域子育て支援拠点事業の場合

運営費、開設準備経費(改修費含む)の1/3を補助

○地域子育て支援拠点事業では実施できない小規模な拠点を設ける場合

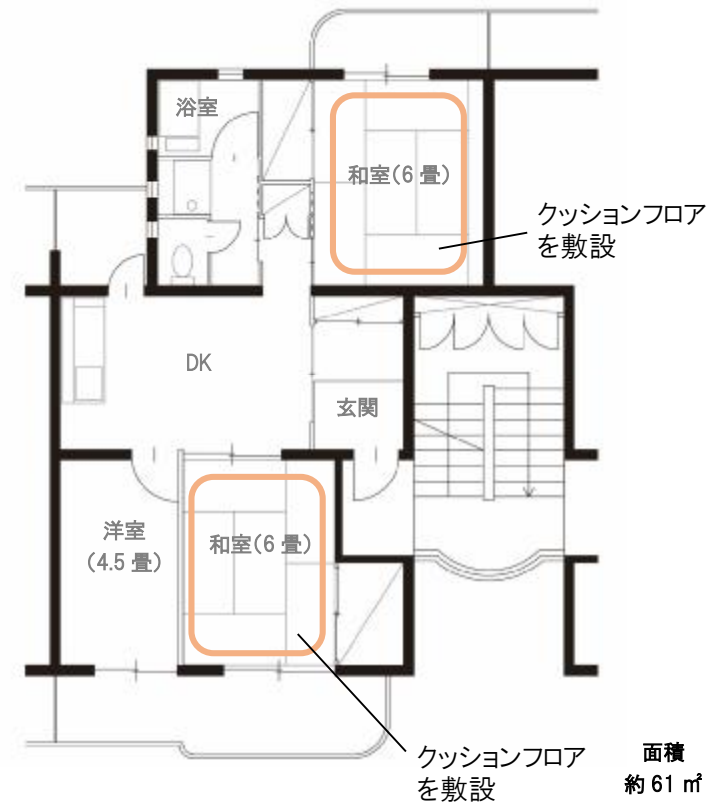
「新子育て支援交付金」により、拠点開設にかかる経費(改修費含む)や運営費、光熱水費、家賃等に対する経費を補助(上限は1事業所あたり500万円)

必要な改修・設備について

- 子どもが安全に遊べるように「クッションフロアを敷設」

必要な改修費(概算)
約2万円

その他、
机・いす、棚等の備品
購入が必要



使い方
イメージ



大人のくつろぎ部屋

大人のくつろぎをテーマにした部屋。近所の子育て中のママやパパが集まりいつも大賑わい。育児の悩みを打ち明けたり、世間話に花を咲かせたりしているうちに、いつのまにか新たな子育て仲間ができていくかもしれません。すぐ隣にある「子どものあそび部屋」との間の建具を取り外すことで、話に夢中になっても、子どもが目の届く範囲にいるので安心です。



スタッフのおしごと部屋

スタッフが事務作業などを行う部屋。窓辺に設置したイスに腰掛けると、心地よい風が通り抜け、作業もはかどります。また、子育てお悩み相談ブースも設けており、悩みを抱えたママやパパの話聞くことができます。



親子のふれあい部屋

親と子のふれあいをテーマにした部屋。広々とした空間に大きなソファがあり、子どもとのふれあいのひとときを、おもしろいおもいで楽しむことができます。子どもとのコミュニケーションをきっかけに、子育て仲間ができるかもしれません。



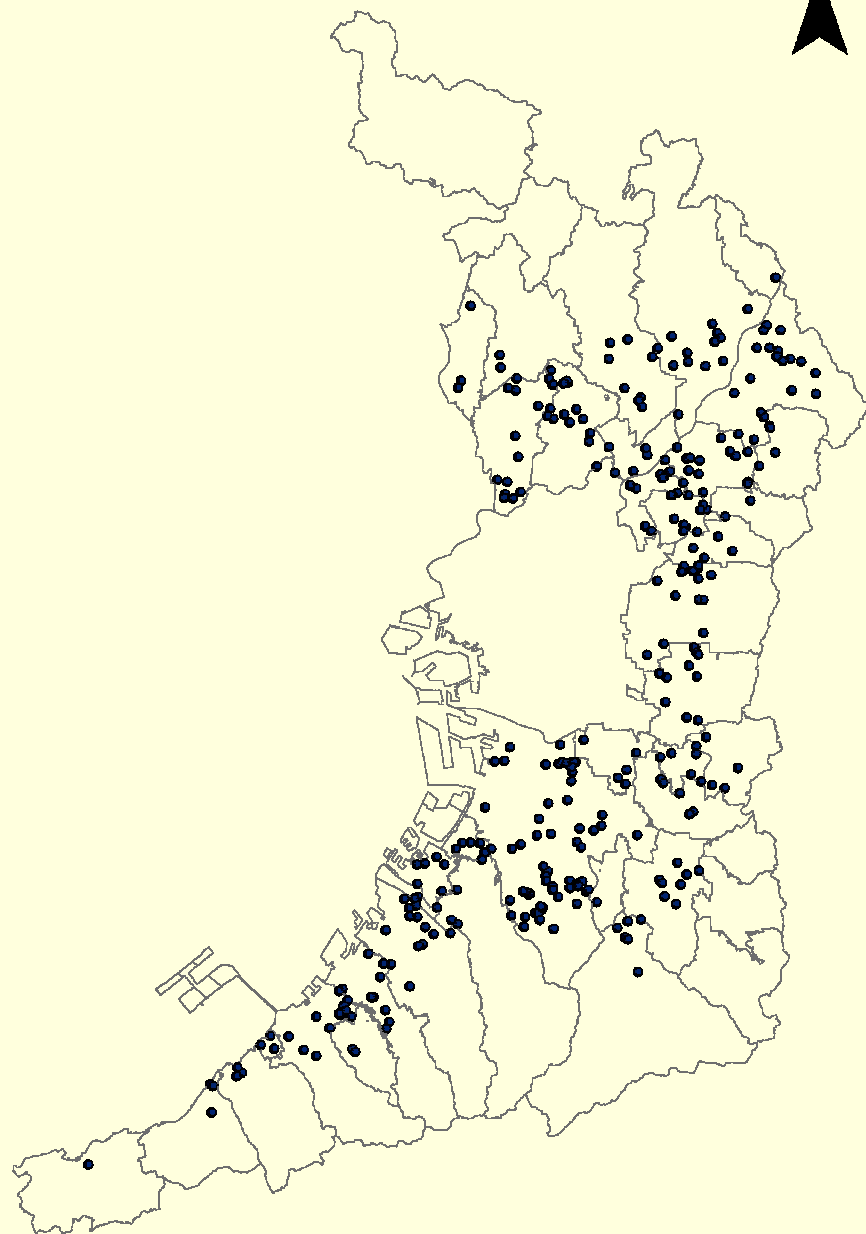
子どものあそび部屋

子どものあそびをテーマにした部屋。大きな収納には、近所から集めた使わなくなったおもちゃが入っています。団地の1階を利用した施設なので、物音を気にせず、思いっきり遊ぶことができます。



大阪府内の府営住宅

N



※大阪市内の府営住宅は大阪市に移管予定のため記載していません。

ほかにも
いろんな使い方が考えられます

府営住宅から
子育て支援の輪を
広げていきましょう！

問い合わせ先

大阪府 都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課 計画グループ

電話 06-6941-0351 (内線 6308)

FAX 06-6210-9750

平成 27 年 (2015) 年 12 月 発行
令和元年 (2019) 年 7 月 一部改訂